

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 西尾市住崎一丁目21番地

氏 名 有限会社 久米商店
代表取締役 久米 初己 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許 可 の 年 月 日 平成27年12月 9日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成32年11月 9日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋸さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 5品目

(2) 積替え、保管を含む。

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 7品目

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

西尾市住崎一丁目17番

(2) 面積

3,065.36m² (保管面積 11,69m²)

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

(4) 保管上限

10.50m³

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成17年11月10日 新規許可

平成22年11月10日 更新許可

平成27年12月 9日 更新許可

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



許可番号 第 02501122857 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県西尾市住崎一丁目21番地

氏名(法人にあつては
名称及び代表者の氏名) 有限会社久米商店
代表取締役 久米初己

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する

滋賀県知事 三日月大造



許可の年 月 日 平成 27 年 11 月 25 日

許可の有効年月日 平成 32 年 11 月 24 日

1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分: 積替えを含まない収集運搬業
産業廃棄物の種類
金属くず

(以上1項目)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積みあげることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

「余白」

3. 許可の条件

「余白」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 17 年 11 月 25 日 新規許可
平成 22 年 11 月 25 日 更新許可
平成 27 年 11 月 25 日 更新許可

5. 積替え許可の有無 -
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無